

【表紙】

| | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年 1 月28日 |
| 【会社名】 | 株式会社三井住友銀行 |
| 【英訳名】 | Sumitomo Mitsui Banking Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 頭取 奥 正之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3501-1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務企画部副部長 山崎 武 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | 同上 |
| 【事務連絡者氏名】 | 同上 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 968,074,565,475円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。 |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------------|--|
| 普通株式 | 20,016,015株(注) 1 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式 当行定款に単元株式数の定めはありません。 |

- (注) 1 平成22年1月28日開催の取締役会決議によります。なお、本有価証券届出書による普通株式の発行は、普通株式に係る発行可能種類株式総数を120,000,000株に増加するための定款変更がなされることを条件としており、同日付の当行株主総会及び種類株主総会により当該定款変更は可決承認され、かかる条件は成就しております。
- 2 当行は、普通株式と異なる種類の株式として、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式（以下、「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定めております。
- また、優先株式は、以下の通り、議決権について普通株式とその内容が異なります。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません（ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有します。）。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 20,016,015株 | 968,074,565,475 | 484,037,282,738 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 20,016,015株 | 968,074,565,475 | 484,037,282,738 |

- (注) 1 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、484,037,282,737円とします。
- 2 第三者割当の方法によります。

3 割当予定先の概要及び当行と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

| | | | |
|---------------|----------------------|--|--|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | |
| 割当株数 | | 20,016,015株 | |
| 払込金額の総額 | | 968,074,565,475円 | |
| 割当予定先の内容 | 本店所在地 | | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 |
| | 代表者の役職氏名 | | 取締役社長 北山 禎介 |
| | 資本金の額(平成21年12月31日現在) | | 1,851,389百万円 |
| | 事業の内容 | | 銀行持株会社 |
| | 大株主(平成21年9月30日現在) | | (注)1 |
| 当行との関係 | 出資関係 | 当行が保有している 割当予定先の株式の数 (平成21年12月31日現在) | 普通株式 13,340,000株(保有割合1.31%) |
| | | 割当予定先が保有している 当行の株式の数 (平成21年12月31日現在) | 普通株式 86,232,385株(保有割合100%) 第1回第六種優先株式 70,001株(保有割合100%) |
| | 取引関係 | | 経営管理、金銭貸借関係、預金取引関係 |
| | 人的関係 | | 取締役8名、監査役4名が兼任しております。 |
| 当該株券の保有に関する事項 | | 株券を不発行とすることに合意しております。 | |

(注) 1 割当先である株式会社三井住友フィナンシャルグループの大株主及び持株比率は以下のとおりであります。

| | | |
|-------------|--|---------|
| 普通株式 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 6.62% |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 5.22% |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 1.98% |
| | 日本生命保険相互会社 | 1.51% |
| | THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部) | 1.34% |
| | 株式会社三井住友銀行 | 1.31% |
| | THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部) | 1.22% |
| | SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) | 1.06% |
| | MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部) | 0.97% |
| | STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部) | 0.93% |
| 第1回第四種優先株式 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第2回第四種優先株式 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第3回第四種優先株式 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第4回第四種優先株式 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第9回第四種優先株式 | ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第10回第四種優先株式 | ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第11回第四種優先株式 | ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第12回第四種優先株式 | ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 100.00% |
| 第1回第六種優先株式 | 住友生命保険相互会社 | 33.33% |
| | 日本生命保険相互会社 | 28.57% |
| | 三井生命保険株式会社 | 23.81% |
| | 三井住友海上火災保険株式会社 | 14.29% |

2 第三者割当増資の目的及び割当先を選定した理由

本第三者割当増資は本邦の自己資本比率規制における基本的項目(Tier1)に算入される資本の調達を目的とするものであります。また、当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であり、今般の第三者割当増資に当たっても、割当先との資本関係を維持するため、同社を割当先として選定いたしました。なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成22年1月6日開催の取締役会において決議された新株式発行による手取金を本第三者割当増資の払込資金に充当する予定であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額 (円) | 申込 株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------|--------------|------------|---------------|--------------|-------------------|
| 48,365 | 24,182.5 | 1株 | 平成22年2月15日(月) | 該当事項はありません。 | 平成22年2月16日 (火) |

- (注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 2 全株式を株式会社三井住友フィナンシャルグループに割当て、一般募集は行いません。
 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。
 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みのものとし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店営業部 | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店営業部 | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 968,074,565,475 | 3,388,400,000 | 964,686,165,475 |

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額964,686,165,475円につきましては、貸出金や業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書(第6期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年1月28日)までの間において、次のとおり増加しております。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年9月10日 (注)1 | 20,672,514 | 77,098,364 | 427,972,721 | 1,092,959,221 | 427,972,721 | 1,093,006,502 |
| 平成21年9月29日 (注)2 | 8,211,569 | 85,309,933 | 170,000,007 | 1,262,959,228 | 170,000,007 | 1,263,006,510 |
| 平成21年11月26日 (注)3 | 992,453 | 86,302,386 | 23,999,994 | 1,286,959,222 | 23,999,994 | 1,287,006,053 |

(注)1 有償第三者割当 普通株式 発行価額 41,405円 資本組入額 20,702.5円

(注)2 有償第三者割当 普通株式 発行価額 41,405円 資本組入額 20,702.5円

(注)3 有償第三者割当 普通株式 発行価額 48,365円 資本組入額 24,182.5円

2. 事業等のリスク及び対処すべき課題等について

第四部 組込情報の有価証券報告書(第6期)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の提出日(平成22年1月28日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は上記有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_野で示しております。

また、上記有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」についても、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年1月28日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」は上記有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に、本有価証券届出書提出日(平成22年1月28日)までに生じた変更その他事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

当該「対処すべき課題」には、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成22年1月28日)現在において判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書中の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」及び「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成22年1月28日)現在においてもその判断に変更はありません。ただし、下記の「事業等のリスク」に記載した事項が顕在化した場合など、将来の経営環境その他の要因により達成できない可能性があります。

[事業等のリスク]

当行及び当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項やその他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当行は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書の提出日(平成22年1月28日)現在において判断したものであります。

1 近時の国内外の経済金融環境

近時の世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化は、欧米を初めとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、国内の経済金融環境も大きな影響を受けています。こうした状況の下、国内外における取引先の経済活動が困難となり、当行グループの不良債権残高や与信関係費用が増加したり、金融資本市場での信用収縮の動き等により国内外の金融機関の資金調達能力等に問題が発生したりする可能性があるほか、金融資本市場の著しい変動によって当行グループの資本及び資金調達に関するリスクが増大する可能性があります。また、このような状況に対処するために日本政府を含む各国政府が金融財政政策を打ち出していますが、それらが功を奏するとは限らず、このような状況が長期化・深刻化する可能性があります。その結果、国内外の経済金融環境がさらに悪化した場合には、直接的又は間接的に当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 当行グループのビジネス戦略

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらのグループ会社間のシナジー効果を発揮し付加価値の高い金融サービスを幅広く提供するために、様々なビジネス戦略を実施し、グループ全体の収益力の極大化を目指しております。また、当行完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成19年4月に公表した平成19年度から21年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」のほか、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、これらの事業戦略は、必ずしも奏功するとは限らず、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。特に平成20年度以降、世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化等により、経済成長率、株価、金利や為替レートといった中期経営計画の前提となる経済条件と現実との乖離が拡大してきているため、財務目標としておりました利益水準等については、計画期間中の達成が難しい状況となっております。

3 合併事業、提携、出資、買収及び経営統合

当行グループはこれまで、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、クレジットカード業務、資産運用を含む関連業務分野における提携、出資、買収等に加えて海外の金融機関との提携等、様々な戦略的提携や提携を視野に入れた出資、買収を行ってきており、今後も同様の戦略的提携等を行っていく可能性があります。しかし、こうした提携、出資、買収や新規事業等は、法制度の変更、経済金融環境の変化や競争の激化、提携先や出資・買収先が業務の遂行に支障をきたす事態となった場合等には、期待されるサービス提供や十分な収益を確保できない可能性があります。特に、当行グループには、コンシューマーファイナンス業務、クレジットカード業務など、規制強化等により大きな影響を受けている業種に属する会社も含まれておりますが、これらの業種は引き続き厳しい経営環境が続いており、かかる状況が長期化・深刻化する場合や、これらのグループ会社において追加的な費用等が発生する場合には、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループの提携先又は当行グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される可能性があります。このような場合、当行グループの収益力が低下したり、提携に際して取得した株式や提携により生じたのれん、提携先に対する貸出金の価値が毀損したりすること等によって、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 業務範囲の拡大

(1) 国内の業務範囲の拡大

規制緩和等に伴い、当行グループは新たな収益機会を得るために業務範囲を拡大することがあります。当行グループが業務範囲を拡大することに伴い、新たなリスクに晒されます。当行グループは、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか又は限定的な経験しか有していないことがあります。当行グループが精通していない業務分野に進出した場合又は競争の激しい分野に進出した場合等において、当行グループの業務範囲の拡大が奏功しないか又は当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(2) 海外の業務範囲の拡大

経済のグローバル化が進展する中で、当行グループは海外業務を拡大しております。海外業務の拡大に伴い、当行グループは、金利・為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク等に直面し、結果として、想定した収益をあげることができない、又は損失を被る可能性があります。

また、海外の特定地域又は国の経済が悪化すること等により、当該地域又は国の貸出先及び金融機関の信用が悪化し、当行グループが損失を被る可能性があります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 子会社、関連会社等に関するリスク

当行グループは、グループ内の企業が相互に共働して営業活動を行っております。これらの会社の中には、当行グループの中核的業務である銀行業と比較して業績変動の大きい会社やリスクの種類や程度の異なる業務を行う会社もあります。当行グループがこれら子会社等への投資から便益を受けることができるかどうかは不確定であり、それらの会社の業績が悪化した場合に当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当行グループは、状況に応じて、子会社等に対して追加出資等を行うこともありますが、かかる追加出資等により、当行グループの自己資本比率や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6 他の金融機関との競争

当行グループは内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。例えば、近年では、内外の金融業界において金融機関同士の統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、国内においては参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の金融法制に関わる規制緩和が行われております。また、近時の世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化等を受け、金融機関に対する規制や監督の枠組みがグローバルに変更される可能性もあり、これにより競争環境に変化が生じる可能性があります。これら金融機関との競争状況によっては、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7 信用リスク

(1) 不良債権残高及び与信関係費用の増加

当行グループは、貸出金等の債権について、劣化に対する予防策やリスク管理を強化するなど、信用リスクに対して様々な対策を講じております。また、自己査定基準、償却引当基準に基づき、その信用リスクの程度に応じて、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しており、貸倒引当金計上に係る会計基準等の変更により、与信関係費用が増加する可能性があります。

また、近時の世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化を含む内外の経済動向の変化、取引先の経営状況の変化（業況の悪化、企業の信頼性を失墜させる不祥事等の問題の発生等）、担保価値及び貸倒実績率等の変動等により、国内外で貸倒引当金積増し及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加しております。国内外の経済金融環境が今後さらに悪化した場合には、与信対象企業の業種、企業規模の大小に関わらず、幅広いセグメントで与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。その結果、今後さらに与信関係費用が増加し、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の業況の悪化

当行グループの取引先の中には、当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けている企業がありますが、内外の経済金融環境及び特定業種の抱える固有の事情の変化等により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する可能性があります。また、当行グループは、債権の回収を極大化するために、当行グループの貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。これら貸出先の信用状態が悪化したり、企業再建が奏功しない場合には、当行グループの不良債権残高、与信関係費用及びリスク・アセット等が増加し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他の金融機関における状況の変化

他の金融機関の経営状態の悪化により当該金融機関の流動性及び支払能力等に問題が発生した場合には、当行グループが、問題の生じた金融機関に対する支援を要請されたり、当行グループが保有する金融機関の株式が減価する可能性及び金融機関宛与信に関する与信関係費用等が増加したりする可能性があります。また、預金保険の基金が不十分となった場合には、預金保険料が引き上げられる可能性があります。特に、近時の世界的な市場の混乱により国内外の金融機関が破綻に追い込まれた場合等には、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、他の金融機関による貸出先への融資の打ち切り又は引き上げがあった場合には、貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおこり、当該貸出先に対して当行グループが追加融資を求められたり、当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加したりする可能性があります。

8 保有株式に係るリスク

(1) 株式価値の低下リスク

当行グループは市場性のある株式等、大量の株式を保有しております。株式は価値の低下リスクがあるため、内外経済や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株式の価値が低下する場合には、保有株式に減損処理及び評価損等が発生し、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼすほか、自己資本比率が低下する可能性があります。

(2) 株式の処分に関するリスク

当行グループは、株価下落による経営成績及び自己資本比率への影響を減らす等の財務上のリスク削減の観点等から、場合によっては損失が発生するのを承知しながら株式の売却を行う可能性があります。当行グループが保有している株式には、取引先との良好な関係を築くために保有しているものがあり、こうした株式の売却は、取引先との関係の悪化や取引の減少を招く可能性があります。

9 トレーディング業務、投資活動に係るリスク

当行グループは、デリバティブ取引を含む多種多様な金融商品を取扱うトレーディング業務や債券、ファンド等への投資を行っているため、当行グループの経営成績及び財政状態は、金利、為替、株価、債券価格、商品価格等の変動リスクに常に晒されております。例えば、金利が上昇したり債券の格付が引き下げられたりした場合、当行グループが保有する国債等の債券ポートフォリオの価値に影響を及ぼし、売却損や評価損等が発生する可能性があります。また、市場の低迷等により流動性が低下した場合、収益の減少をもたらしたり、ポジションを機敏に解消することができずに損失が発生したりする可能性があります。

また、近時の世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化等により、当行グループが保有する金融商品の市場価格が下落したり、投資ポートフォリオが影響を受けたりする可能性があります。特に、世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化が長期化・深刻化する場合や、適切な価格形成がなされない状況に陥った場合等には、当行グループが保有する金融商品の市場価格が大幅に下落し、多額の評価損の計上や減損処理が必要になるなど、当行グループの資産に悪影響が生じるおそれがあります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10 為替リスク

当行グループが保有する外貨建資産及び負債は、近時の円高を含め、為替レートが変動した場合において、これら外貨建資産及び負債に係る為替リスクが相殺されないとき又は適切にヘッジされていないときは損失の発生等により、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

11 退職給付債務

当行グループの年金資産の運用利回りが期待運用収益率を下回った場合や退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率を変更した場合等には、数理計算上の差異が発生します。加えて、年金制度を変更した場合には過去勤務債務が発生します。これらの未認識債務は将来の一定期間にわたって損益として認識していくため、将来の退職給付費用が増加する可能性があります。当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

12 自己資本比率

当行は海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります(現状、この国際統一基準において必要とされる自己資本比率は8%以上であります)。

一方、当行の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社ジャパンネット銀行については、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、同じく平成18年金融庁告示第19号に定められる国内基準以上に維持する必要があります(現状、この国内基準において必要とされる自己資本比率は4%以上であります)。

当行グループ又は当行の銀行子会社(株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社ジャパンネット銀行)の自己資本比率がこれらの基準を下回った場合、金融庁長官から自己資本比率に応じて、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、海外銀行子会社についても、現地において自己資本比率規制が適用されており、同様に現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されることにより、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当行グループ及び当行の銀行子会社の自己資本比率は、当行グループ各社の経営成績の悪化、自己資本比率の算定方法の変更及び本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因が単独又は複合的に影響することによって低下する可能性があります。さらに、例えば次のような要因により自己資本比率が低下する可能性があります。

(1) 繰延税金資産の自己資本比率規制上の自己資本算入額に関する上限

わが国の自己資本比率規制において、繰延税金資産については、平成17年12月に公布された自己資本比率規制の告示の改正により、主要行については、自己資本比率規制における自己資本のうち、基本的項目(Tier 1)に算入可能な繰延税金資産の割合の上限は平成20年3月31日以降20%とされております。かかる規制により、当行グループの自己資本比率規制上の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の貸借対照表計上額

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。貸借対照表に計上された繰延税金資産について、将来の課税所得見積額及び無税化スケジュール等の変更により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合は、当行グループの貸借対照表に計上する繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 劣後債務

自己資本比率の算定においては、基本的項目の額を基礎とする一定の範囲内で、劣後債務を補完的項目として自己資本に算入することが認められております。当行グループの基本的項目の額が財政状態の悪化等何らかの要因により減少した場合、もしくは、自己資本算入期限の到来した劣後債務の借換えが困難となった場合には、当行グループの補完的項目として自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

13 資本及び資金調達に関するリスク

当行及び当行グループ各社の格付が低下するなど信用が低下した場合、当行グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。また、近時の世界的な市場の混乱や経済金融環境の悪化等の外部要因によっても、当行グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。このような事態が生じた場合、当行グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じたりする等、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

14 決済に関するリスク

当行グループは、内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。金融システム不安が発生した場合又は大規模なシステム障害が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、一般のお客さまを対象とした決済業務において決済相手方の財政状態の悪化により決済が困難になるリスクがあります。これらの場合に、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

15 オペレーショナルリスク

当行グループが多様な業務を遂行していく際にはオペレーショナルリスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労務管理面及び職場環境面での問題の発生、お客さまへの商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害等による被災やシステム障害等に伴う事業中断、並びに不適切な事務処理等、内部プロセス・人・システムが適切に機能しないことや外部で発生した事象により、損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

当行グループのすべての業務に事務リスクが存在し、役職員等が事務に関する社内規程・手続等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等をおこす可能性があります。この場合に、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムに関するリスク

当行グループが業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保、障害発生の防止策を講じ、また、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が万一発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、コンピューターウイルス、災害や停電、テロ等の要因によって情報システムに障害が発生した場合、障害の規模によっては当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

16 災害等の発生に関するリスク

当行グループは、国内外の店舗、事務所、電算センター等の施設において業務を行っておりますが、これらの施設は自然災害、停電、テロ等による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行グループは、不測の事態に備えた業務継続に係るマニュアルを整備しておりますが、被害の程度によっては、当行グループの業務が停止し、当行グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

17 お客さまに関する情報の漏洩

当行グループは、膨大なお客さまに関する情報を保有しており、情報管理に関する規程及び体制の整備や役職員等に対する教育の徹底等により、お客さまに関する情報の管理には万全を期しております。しかしながら、内部又は外部からのコンピューターへの不正アクセスや役職員等及び委託先の人為的ミス、事故等によりお客さまに関する情報が外部に漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

18 リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当行グループは、リスク管理方針及び手続の強化に努めておりますが、新しい分野への急速な業務の進出や拡大に伴い、リスク管理方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当行グループの管理方針及び手続の一部は、過去の経験に基づいて制定されたものもあるため、将来発生する多様なリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない場合があります。

19 財務報告に係る内部統制に関するリスク

金融商品取引法及び関連する法令の施行により、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成21年3月期より、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出及びこれについて公認会計士等による監査を受けることを義務づけられております。

当行は、三井住友フィナンシャルグループの一員として、会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、予期しない問題が発生した場合等、財務報告に係る内部統制に想定外の重要な欠陥が発生し、期末日までに是正されない場合には、株式会社三井住友フィナンシャルグループの内部統制報告書にその旨を記載する必要があります。この場合、当行の財務報告に対するお客さま及び投資者等からの信頼を損なう可能性があるほか、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

20 分配可能額

一定の状況又は条件の下では、会社法その他諸法令上の規制に基づいて算出される当行の分配可能額が減少するか、又はゼロとなる可能性があります。当行の海外特別目的子会社が発行する優先出資証券については、契約上、当行の分配可能額の水準によって配当支払が制限を受ける場合があるため、当行の分配可能額の水準によっては、当該優先出資証券の配当の支払が困難もしくは不可能となる場合があります。

21 有能な人材の確保

当行グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各分野において有能で熟練した人材が必要とされます。お客さまに高水準のサービスを提供するため、従業員の積極的な採用及び従業員の継続的な研修を行うこと等により、経費が増加する可能性があります。また、当行グループは、他の銀行及び証券会社等と競合関係にあるため、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができなかった場合には、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

22 重要な訴訟等

当行グループは、国内外において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しております。こうした業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償をしたりする可能性があり、その帰趨によっては、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

23 金融業界及び当行グループに対する否定的な報道

金融業界又は個別行を対象として、様々な問題に関する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当行グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道がお客さまや投資者等の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当行グループの信用や当行が発行した社債の流通価格が悪影響を受ける可能性があります。

24 各種の規制及び法制度等

(1) コンプライアンス体制等

当行グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制及び法制度の適用並びに金融当局の監督を受けております。当行グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 各種の規制及び法制度等の変更

当行グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これら法令等及びその解釈は常に変更される可能性があり、その内容によっては当行グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。例えば、バーゼル銀行監督委員会は平成21年7月に自己資本比率規制(いわゆる「バーゼルⅢ」)の枠組みの強化を公表し、同年12月には「銀行セクターの強靭性を強化するための市中協議文書」を公表しておりますが、こうした自己資本比率規制の強化や、近時の世界的な市場の混乱への対応として金融政策及び時価会計の見直しを含む会計基準等の変更がなされた場合は、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、三井住友フィナンシャルグループでは、かかる自己資本比率規制の強化を受け、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループによる普通株式の発行、同社の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券及び当行が発行した劣後特約付無担保永久社債の買入れ及び消却、既存の優先株式の位置付けの見直しなどの各種施策を通じた強靭な資本基盤の構築に取り組んでおりますが、これらの施策が、当行グループが企図するとおりの十分な成果を発揮する保証はありません。

さらに、平成21年8月30日の衆議院議員選挙において民主党が過半数の議席を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。今後実施される政策や、規制の変更等により、日本経済、金融市場、金融業界又は当行グループのビジネス戦略に影響が生じ、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

25 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得に係るリスク

当行は、平成21年10月1日付で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社(以下、「旧・日興コーディアル」)の全ての事業(一部資産・負債を除く)及びホールセール証券事業を主とするシティグループ証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興シティグループ証券株式会社)の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業等(以下、「対象事業等」と総称する。)を会社分割により承継した日興コーディアル証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興コーディアル証券分割準備株式会社)(以下、「日興コーディアル証券」)のすべての株式を取得し、当行の完全子会社としました。なお、当行は、当該株式取得を通じて、現物出資等により旧・日興コーディアル又は日興コーディアル証券が承継又は譲り受けた対象事業等に関する関係会社の株式、政策保有株式、「日興」に関連する商標権を含むその他資産についても間接的に取得しました。

当行グループによる対象事業等の取得は、日興コーディアル証券の顧客サービスと、当行グループの商業銀行の事業基盤に基づく業務運営とを融合させた新たな複合金融ビジネスの展開により、成長力を更に高めていくことを狙いとするものですが、対象事業等の取得及び取得後の事業展開には、以下の事項を含む種々のリスクを伴います。

(1) 対象事業等と当行グループの既存事業との融合に関するリスク

当行グループは、日興コーディアル証券と同規模の証券事業を行った経験がなく、当行グループが企図している事業戦略が奏功せず、想定した成果が得られない可能性や、当行の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当行グループの既存事業と対象事業等の融合に関連する国内外の法規制の動向が、事業の融合の時期やその実現に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 対象事業等の取得により想定している成果が得られないリスク

当行グループは、対象事業等の有する将来性を見込んだうえで対象事業等取得了しましたが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や対象事業等に関わる従業員が流出した場合、顧客基盤の引継ぎが円滑に行えない場合、対象事業等の取得の結果として他の提携先や出資・買収先との関係が悪化し、又は、提携関係等の見直しを余儀なくされる場合等には、想定した成果が得られない可能性や、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、従来、株式会社大和証券グループ本社との間の合併会社である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「大和証券エスエムビーシー」)をホールセール証券事業の中核として事業展開していましたが、平成21年12月31日付で、株式会社大和証券グループ本社との間で、大和証券エスエムビーシーに関する合併事業を解消しました。今後は、日興コーディアル証券自身におけるホールセール証券事業の強化に加えて、日興コーディアル証券及びシティグループ証券株式会社並びに各々の関係会社との間で締結した各種業務協働を中心とする戦略的業務提携契約等により、ホールセール証券事業の更なる強化を企図しておりますが、これらの強化が企図するとおり実現せず又はその想定している成果が得られず、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 無形固定資産の計上に関するリスク

当行グループは、対象事業等の取得により、のれん等の無形固定資産(現時点における概算額で2,000億円台半ば)を計上する見込みです。のれん等については主に20年で償却することを想定しておりますが、収益性の低下等によって減損処理が必要となる可能性があります。こうしたのれん等の無形固定資産の減損は、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 対象事業等の取得に想定外の費用や責任が生じるリスク

当行グループは、対象事業等の取得を決定する際に対象事業等の精査を行っておりますが、当行グループが対象事業等に係るリスクを全て把握できているとは限らず、対象事業等の取得に関して想定外の費用や責任を負担することとなる可能性があります。また、事業の融合に要する費用が、想定よりも増加する可能性があります。

(5) 対象事業等に関するリスク

対象事業等には、以下の事項を含む種々のリスクがあるものと認識しております。これらのリスクの中には、当行グループの従来の事業等に係るリスクと同種のものもありますが、当行グループの中核的事業である銀行業と比較すると、対象事業等の中核である証券業は、市場環境の影響を受けやすいことなどから、一般的に業績変動が大きく、また、リスクの種類や程度も異なります。また、現在の不安定な市場環境等を考慮すると、対象事業等の取得による影響を従来の実績等から判断することは困難であり、その結果、当行グループの業績に与える影響の予測が困難となる可能性があります。

- ・ 競争激化に関するリスク
- ・ 有能な人材の確保に関するリスク
- ・ 事業戦略を遂行できないリスク
- ・ 近時の国内外の経済金融環境に関するリスク
- ・ 金利や為替レートの変動に関するリスク
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値下落に関するリスク
- ・ 取引の相手方・発行体等のデフォルトリスク
- ・ オペレーショナルリスク
- ・ 流動性に関するリスク
- ・ 法令・規制等に関するリスク
- ・ 自己資本規制比率に関するリスク
- ・ 訴訟等の紛争リスク
- ・ 投資事業に関するリスク

上記リスクを含む対象事業等に係るリスクが顕在化した場合、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

[対処すべき課題]

当行グループでは、平成21年度を、「基本原則に則った業務運営の徹底により、守りを固めつつ、着実な成長を目指す年」と位置付け、グループ各社の基盤となる業務において「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」の3つのコントロールを意識した業務運営を徹底するとともに、中長期的な成長の実現に向けて「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」と「成長事業領域の強化」に取り組んでまいります。

(1) 「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」のコントロール

経費投入につきましては、一段と厳しい目線で、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、事業の効率性の向上を図っていくことにより、当行単体での経費率を40%台にコントロールしてまいります。

クレジットコストのコントロールにつきましては、更なる事業環境の悪化も念頭に置きつつ、リスクへの感度を一段と高め、ボトムライン収益確保に向けた業務運営を徹底してまいります。当行グループでは、バーゼルへの対応を着実に進め、オペレーショナルリスクについては平成20年3月末より先進的計測手法を導入済みですが、信用リスクについても平成21年3月末から先進的内部格付手法を導入し、より高度なリスク管理体制を整備しております。また、当行では、国際与信管理部を中心に海外与信の管理を強化しております。加えて、「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」という金融機関が抱える様々なリスクの管理機能を、リスク管理部門に集約し、リスク横断的なレビューを強化するなど、リスク管理態勢の高度化を図っております。

リスクアセットのコントロールにつきましては、不透明な経営環境を踏まえ、リスクに見合ったリターン確保に向けた取り組みを強化してまいります。同時に、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、「Follow the Basics」というキーワードの下、商業銀行の事業基盤に基づく基本原則に則った業務運営を継続的に強化することを通じて、着実な成長を目指してまいります。更に、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいりますほか、CS・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化すること等を通じて、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

(2) グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

三井住友フィナンシャルグループでは、平成19年4月に発表いたしました中期経営計画「LEAD THE VALUE計画」において財務目標の一つとしてまいりました「連結Tier 1比率8%程度」を継続的に維持しつつ、今後形成される新たな金融秩序の下においても競争力を維持し、持続的成長を実現していくためには、資本の質・量の両面における拡充が必要であるとの認識から、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループにおいて、平成21年5月に普通株式の発行を決議、同年7月までに発行価額の総額で8,610億円に上る増資を実施いたしました。また、同年9月、10月には国内市場において同社の海外特別目的子会社を通じて円建優先出資証券の発行を行い、約10年前に発行しました優先出資証券のリファイナンスを完了いたしました。一方で、金融危機の再発防止に向けた金融規制見直しの議論が世界的に進展し、同年9月にはバーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループより「世界的な銀行危機に対する包括的な対応」が、また同年12月にはバーゼル銀行監督委員会より「銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書」が公表されました。このように、国際的な自己資本規制強化のフレームワークが明らかとなるなか、強靱な資本基盤と、着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築に、逸早く取り組み、新たな競争環境下においても持続的成長を実現できる体制を構築することといたしました。その戦略の一環として、今回、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループが普通株式の発行を行うと共に、同社の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券及び当行が発行した劣後特約付無担保永久社債について、海外市場における公開買付けによる買入れ及び消却を行うこととしました（なお、当該買入消却は、当該普通株式の発行による自己資本の質の向上がなされることを条件として行われます）。加えて、既存の優先株式の位置付けについても見直しを行ってまいります。また、資本に対する株価変動リスク影響を低減するための取組みについても検討してまいります。これらの施策を通じて、現状新基準実施の目標とされている平成24年度には、連結Tier 1比率で10%程度を確保することを展望してまいります。こうして強化された資本基盤をもとに、成長事業領域の更なる強化を進めることで、中長期的な株主価値向上を図ってまいります。

また、三井住友フィナンシャルグループは、グローバル化の進展に応じた体制強化も視野に入れ、引き続き、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

(3) 成長事業領域の強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

当行グループでは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。特に中小企業のお客さまの資金調達ニーズに対しましては、当行では、無担保で第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、幅広いお客さまにご利用頂いているほか、緊急保証制度を含む保証協会保証付貸出を中心に積極的な取組みを行っております。加えて、有担保の「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまの様々な資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。今後も引き続き、健全な中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に確りと取り組んでまいります。更に、お客さまの多様な経営課題に的確に応える質の高いソリューションの提供にも、積極的に取り組んでまいります。具体的には、当行では、個人・法人・海外といった事業領域にまたがる分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザー本部、プライベート・アドバイザー本部、グローバル・アドバイザー部を整備し、これらの組織を通じた「V-KIP(Value, Knowledge, Information, Profit)」の共有により、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートや、ソリューション提供力の強化に取り組んでおります。

グループ一体となったソリューション提供につきましても、積極的に取り組んでまいります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、平成20年12月に住友商事株式会社との間で戦略的共同事業化を行った航空機オペレーティングリース事業や、ユーザー・サプライヤー向け財務・販売ソリューション提供等を推進してまいります。また、株式会社日本総合研究所では、経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築等、既存業務の強化を通じ、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

加えて、平成21年10月には、日興コーディアル証券を当行の100%子会社とし、グループの一員に迎え入れました。世界的な銀証一体化の動きの加速や、国内におけるファイアーウォール規制の見直し等、金融業界を取り巻く環境が大きく変化するなか、日興コーディアル証券との緊密な協働により、銀証融合のビジネスモデルを追求し、グローバル企業から中堅中小企業まで幅広いお客さまのニーズに、銀行・証券の垣根を越えた質の高いサービスを提供してまいります。

(個人向け金融コンサルティングビジネス)

当行では、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」の実現を目指してまいります。具体的には、平成21年8月より全店で取扱いを開始した平準払保険等や個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社をご提供する投資一任契約に基づく資産運用サービスや日興コーディアル証券株式会社と共同開発した投資信託等の商品ラインアップの一層の充実を図ってまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上にも努めてまいります。

加えて、日興コーディアル証券株式会社を当行グループの一員として迎え入れたことにより、リテールプラットフォームは預かり資産67兆円、営業員約9,800人、全国約600拠点と飛躍的に拡大いたしますが、この強固なプラットフォームに、これまで当行、日興コーディアル証券株式会社それぞれが築きあげてきたコンサルティングビジネスのノウハウや商品・サービスを連携して投入していくことで、リテール金融ビジネスの更なる強化を行い、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

(支払・決済・消費者金融ファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、三井住友カード株式会社と株式会社セディナの2社体制を通じ、グループトータルでのスケールメリットを追求するとともに各社の強みを活かしたトップラインシナジーを極大化し、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。

また、消費者金融ファイナンス事業につきましては、グループ各社との戦略的提携を通じて、マーケットシェアの拡大とともに事業の効率化を進め、個人のお客さまの健全な資金ニーズにお応えしてまいります。平成21年7月にオリックス・クレジット株式会社を連結子会社化したことによって、変容する市場においてプレゼンスを更に向上し、より一層幅広いお客さまのニーズにお応えできると考えております。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当行グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、まず三井住友銀行(中国)有限公司を通じ、これまで以上に中国地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。また、アジア・大洋州本部におきましても、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。加えて、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいりますほか、英国の大手金融機関であるパークレイズ・ピーエルシーとの間でウェルスマネジメント分野や南アフリカ等における業務協働につきましても、具体的な検討を進めております。

当行を始め、三井住友フィナンシャルグループは、今後、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

3. 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得及び当行と日興コーディアル証券の業務協働について

(1) 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得について

本件取引の概要

当行は、平成21年10月1日、平成21年5月1日にシティグループ・インク(以下、「シティ」)の100%子会社である日興シティホールディングス株式会社等との間で合意した契約に基づき、リテール証券事業を主とする旧・日興コーディアルの全ての事業(但し、一部資産・債務を除く。)、及びホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社(以下、「旧・日興シティ」。なお、同社は平成21年10月1日付で「シティグループ証券株式会社」に社名変更(以下、「シティグループ証券」))の国内株式・債券引受業務を含む一部の事業等(以下、総称して「対象事業」)を会社分割(以下、「本会社分割」)により承継した日興コーディアル証券の全ての株式を取得(以下、「本件株式取得」)し、当行の100%子会社としました。

なお、当行は、本件株式取得を通じて、対象事業のほか、シティの関係会社から現物出資等により旧・日興コーディアル又は日興コーディアル証券に承継・移転された資産等についても間接的に取得しました(以下、本件株式取得と併せて「本件取引」)。

本件取引により当行が直接・間接にシティ等から取得した対象事業・資産等(以下、「対象事業等」)の概要は、以下のとおりです。

- ・旧・日興コーディアルの全ての事業(但し、一部資産・債務を除く)
- ・旧・日興シティの国内の株式・債券引受業務を含む一部の事業
- ・その他上記対象事業に係る関係会社(日興システムソリューションズ株式会社、日興グローバルラップ株式会社、日興ビジネスシステムズ株式会社等)(以下、「本関係会社」)
- ・政策保有株式
- ・「日興」に関連する商標権を含むその他資産

なお、日興コーディアル証券株式の取得は、日興コーディアル証券が旧・日興コーディアル及び旧・日興シティから対象事業を本会社分割により承継したうえで、直ちに当行が旧・日興コーディアルから日興コーディアル証券の株式を譲り受けることで実行しました。

また、本関係会社株式、その他の資産の取得は、旧・日興コーディアルが本会社分割前に現物出資等により譲渡・移転を受けることで日興コーディアル証券が承継、あるいは本会社分割後に日興コーディアル証券が譲り受けることで実行しました。

本件取引に係る最終取得価額は以下のとおりです。

| | |
|----------------|--|
| ア 日興コーディアル証券株式 | 5,450億円(但し、本会社分割の効力発生時の日興コーディアル証券の純資産額等により調整されます。) |
| イ 政策保有株式(上場株式) | 298億円 |

(2) 当行と日興コーディアル証券の業務協働について

リテール分野における業務協働について

26兆円に上る預かり資産、全国109ヶ所の支店チャネル、約2.5百万の顧客口座数を有する日興コーディアル証券をグループの一員として迎え入れたことにより、当行グループのリテールプラットフォームは預かり資産67兆円、営業員約9,800人、全国約600拠点となりました。

この強固なプラットフォームにおいて、これまで当行、日興コーディアル証券それぞれが築きあげてきたコンサルティングビジネスのノウハウや商品・サービスを連携して投入していくことで、リテール金融ビジネスの更なる強化を行い、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

ホールセール分野における業務協働について

日興コーディアル証券のホールセール証券事業については、従来より旧・日興コーディアルが行ってきた法人営業業務、M&Aアドバイザー業務等に、新たに立ち上げるセールス・トレーディング業務、旧・日興シティから迎え入れた人員を中心に行う引受業務等の投資銀行業務が加わることで、フルラインでホールセール業務を展開してまいります。併せて、海外市場においてもシティと従来どおりの協働関係を維持し、法人のお客さまに対して、企業価値向上や資本政策等の提案を始めとする付加価値の高いサービスを提供できる体制を構築しております。

今後は、日興コーディアル証券のホールセール証券機能を一層強化するとともに、当行と日興コーディアル証券との緊密な協働により、銀証融合のビジネスモデルを追求し、グローバル企業から中堅中小企業まで幅広いお客さまのニーズに、銀行・証券の垣根を越えた質の高いサービスを提供してまいります。

日興コーディアル証券の業務に関するシティとの業務提携について

当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループとシティの各々の関係会社は、日興コーディアル証券とシティグループ証券との間の各種業務協働を中心とする戦略的業務提携契約を締結しております。

4. 株式会社大和証券グループ本社との合併事業について

(1) 株式会社三井住友フィナンシャルグループの大和証券エスエムピーシーに対する出資持分(株式)の大和証券グループ本社への譲渡について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社大和証券グループ本社(以下、「大和証券グループ本社」)は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び大和証券グループ本社が平成21年9月10日付で締結した合意書に基づき、平成21年12月25日付で、大和証券エスエムピーシーにかかる合併事業の解消に関し、株式会社三井住友フィナンシャルグループの大和証券エスエムピーシーに対する出資持分の全て(以下、「本件株式」)を平成21年12月31日付で大和証券グループ本社に譲渡(以下、「本件株式譲渡」)することに合意いたしました。

なお、本件株式譲渡により、大和証券エスエムピーシーに関する合併事業契約は同日付で解消しております。

(2) プリンシパル・インベストメント業務の再編について

株式会社三井住友フィナンシャルグループと大和証券グループ本社は、現在、大和証券エスエムピーシーの100%子会社である大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(以下、「現大和SMBC-PI」)を通じて、プリンシパル・インベストメント業務に取り組んでおります。

大和証券エスエムピーシーに関する合併事業は解消することとなりましたが、プリンシパル・インベストメント業務については、引き続き合併事業として継続することに合意しております。具体的には、関係当局への各種手続きを前提に、大和証券グループ本社の完全子会社である受皿会社(以下、「新大和SMBC-PI」)に対して、現大和SMBC-PIが平成22年2月1日付でその事業(但し、一部を除く)を会社分割により移転し、会社分割の対価として発行される新大和SMBC-PIの株式を、当行が40%、大和証券グループ本社が間接的に60%取得します。なお、新大和SMBC-PIは、平成22年2月1日付で「大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社」と社名変更する予定です。

5. 海外市場における優先出資証券及び劣後特約付永久社債の公開買付けについて

(1) 買付けの概要

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成22年1月6日、同社の子会社であるSMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limited(以下、総称して「海外子会社」)が発行した米ドル建配当非累積的永久優先出資証券及び英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券(以下、総称して「優先出資証券」)の海外子会社による海外市場における公開買付けを実施することを、また、当行は、同日、当行が発行した米ドル建劣後特約付無担保永久社債及びユーロ建劣後特約付無担保永久社債(以下、総称して「劣後特約付永久社債」)の海外市場における公開買付け(以下、総称して「本公開買付け」)を実施することを、それぞれ下記のとおり決定しました。

(2) 買付けの目的

国際的な自己資本規制強化のフレームワークが明らかとなるなか、当行グループは、強靱な資本基盤と、着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築に、逸早く取り組み、新たな競争環境下においても持続的成長を実現できる体制を構築することといたしました。

本公開買付けは、その戦略の一環として行うものであり、当行グループは、強化された資本基盤をもとに、成長事業領域の更なる強化を進めてまいります。

(3) 買付けの条件等

優先出資証券

| 発行体 | SMFG Preferred Capital USD 1 Limited | SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited |
|---------------|---|--|
| | 英国領ケイマン諸島に設立した、株式会社三井住友フィナンシャルグループが議決権を100%保有する海外特別目的子会社 | |
| 買付対象銘柄 | 米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 | 英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券 |
| 買付予定額 (注1) | 1,650百万米ドル (残余財産分配請求権額ベース) | 500百万英ポンド (残余財産分配請求権額ベース) |
| 買付予定期間 | 平成22年1月6日から平成22年2月4日まで | |
| 買付価格 (注2) | 残余財産分配請求権額1,000米ドルに対し、954.36米ドル(但し、平成22年1月22日の午前9時(ニューヨーク時間)より後に応募した所持人に対しては、904.36米ドル) | 残余財産分配請求権額1,000英ポンドに対し、911.66英ポンド(但し、平成22年1月22日の午前9時(ニューヨーク時間)より後に応募した所持人に対しては、861.66英ポンド) |
| 買付予定日 | 平成22年2月9日 | |
| 買付けの条件 | 優先出資証券の買付けは、一定の条件が成就する場合にのみ実施されます。 | |

(注1) 応募のあった全ての優先出資証券を買付けます。

(注2) 買付価格は平成22年1月22日に決定されております。

劣後特約付永久社債

| 発行体 | 当行 | |
|---------------|---|---|
| 買付対象銘柄 | 米ドル建劣後特約付無担保永久社債 | ユーロ建劣後特約付無担保永久社債 |
| 買付予定額 (注1) | 1,350百万米ドル (額面金額ベース) | 700百万ユーロ (額面金額ベース) |
| 買付予定期間 | 平成22年1月6日から平成22年2月4日まで | |
| 買付価格 (注2) | 額面金額1,000米ドルに対し、1,067.87米ドル (但し、平成22年1月22日の午前9時(ニューヨーク時間)より後に応募した所持人に対しては、1,017.87米ドル) | 額面金額1,000ユーロに対し、976.01ユーロ (但し、平成22年1月22日の午前9時(ニューヨーク時間)より後に応募した所持人に対しては、926.01ユーロ) |
| 買付予定日 | 平成22年2月9日 | |
| 買付けの条件 | 劣後特約付永久社債の買付けは、一定の条件が成就する場合にのみ実施されます。 | |

(注1) 応募のあった全ての劣後特約付永久社債を買付けます。

(注2) 買付価格は平成22年1月22日に決定されております。

(4) 買付対象銘柄の概要

優先出資証券

| 発行体 | SMFG Preferred Capital USD 1 Limited | SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited |
|-------|--|--|
| 証券の種類 | 米ドル建配当非累積的 永久優先出資証券 | 英ポンド建配当非累積的 永久優先出資証券 |
| 発行総額 | 1,650百万米ドル | 500百万英ポンド |
| 発行価格 | 1証券あたり1,000米ドル | 1証券あたり1,000英ポンド |
| 配当率 | 年6.078% (平成29年1月まで固定) 平成29年1月以降は変動 | 年6.164% (平成29年1月まで固定) 平成29年1月以降は変動 |
| 償還期限 | 期限を定めず(但し、平成29年1月以降の各配当支払日に、適用法令(金融庁の事前の承認が必要な場合には、かかる承認の取得を含む。)を遵守することを条件として、発行体の裁量により償還可能) | |
| 発行日 | 平成18年12月18日 | |

劣後特約付永久社債

| 発行体 | 当行 | |
|-------|--|--|
| 証券の種類 | 米ドル建劣後特約付無担保永久社債 | ユーロ建劣後特約付無担保永久社債 |
| 発行総額 | 1,350百万米ドル | 700百万ユーロ |
| 発行価格 | 額面金額の99.473% | 額面金額の99.002% |
| 利率 | 年5.625% (平成27年10月まで固定) 平成27年10月以降は変動 | 年4.375% (平成27年10月まで固定) 平成27年10月以降は変動 |
| 償還期限 | 期限を定めず(但し、平成27年10月以降の各利払日に、金融庁の承認を前提にして、発行体の裁量により償還可能) | |
| 発行日 | 平成17年7月22日 | |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第6期) | 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 半期報告書 | 事業年度 (第7期中) | 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日 | 平成21年11月27日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成20年4月28日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議した。
2. 会社は平成20年4月28日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議し、平成20年5月12日付で払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成21年4月28日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを承認する決議をした。
2. 会社は平成21年5月1日に日興シティホールディングス株式会社等との間で、日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業を取得することにつき合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議した。
2. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 正典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 沼野 廣志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 裕行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年5月1日に日興シティホールディングス株式会社等との間で合意した契約に基づき、平成21年10月1日付で、日興コーディアル証券株式会社の全ての株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月1日に日興シティホールディングス株式会社等との間で、日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業を取得することにつき合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年5月1日に日興シティホールディングス株式会社等との間で合意した契約に基づき、平成21年10月1日付で、日興コーディアル証券株式会社の全ての株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。